

相続

遺言

相続税

相続の  
相談実績

1,000件以上

相続の専門家が対応!

# 相続の無料相談会

7日間開催

9:00~18:00

事前予約制

2022年 5/14 [土] 15 [日]

16 [月] 17 [火] 18 [水] 19 [木] 20 [金]

※税理士の同席日:5/14(土)、5/15(日)、5/16(月)

相談時間

①10:00~10:50 ②11:00~11:50 ③13:00~13:50  
④14:00~14:50 ⑤15:00~15:50 ⑥16:00~16:50

場所

林史人司法書士事務所

〒167-0034 東京都杉並区桃井1丁目1番8号野崎ビル2-D

ご予約  
ダイヤル

03-5303-5356

※事前予約制(お電話でお申込下さい)



当事務所の  
新型コロナウイルスへの  
対策につきまして

当事務所では皆様少しでも安心してご来所いただけるよう下記に取り組んでいます。

●アクリル板の設置 ●消毒液を利用した手の殺菌 ●定期的な換気 ●マスクを着用した面談  
その他ご不安な事に関しましては当事務所までお問い合わせくださいませ。

相続手続きでこんなお悩みありませんか? ※相続手続きには期限があります!

## 相続不動産について

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- 維持・管理が難しい不動産を保有している。
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない。



相続手続きから相続不動産の売却までを一括してサポートします。

## 財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法がわからない。
- 相続された口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。



財産の名義変更をしないで放置しておくと、後で様々なトラブルが起こります。

## 相続税申告について

- 相続税がどの程度かかるか知りたい。
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい。
- 税務署から書類が送られてきた、税務調査が心配。



経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や相続税申告の準備のご提案をします。

## 遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 疎遠の相続人がいて手続きが進むか不安。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。
- ほかの相続人と話をせずに、手続きを任せたい。



亡くなられた方の遺志を尊重し、遺された相続人とトラブルにならないようお手伝いいたします。

# 相続登記(名義変更)が義務化されます!

所有者不明の土地がこれ以上増えないように、令和6年4月1日より相続登記が義務化となります。

**相続から3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります!**

## 相続登記を放置していた場合に被るデメリット

元々の相続人が亡くなった場合に、  
相続関係が複雑になり、  
手続きが面倒になる



相続した不動産が  
自分の意志で売却したり、  
担保に入れたりできなくなる



相続人の中に借金がある人が  
いた場合、不動産を差し押さ  
えられるリスクがある



## 相続トラブルにつながる可能性があります!

### 相続税申告には期限があります!

相続税の申告は、**被相続人が亡くなってから10ヶ月以内**にしなければなりません。  
手続きを放置しているとあっという間に10ヶ月が経ってしまいます。

- 自分で手続きを行おうと思ったけど、間に合わなかった…
- 相続税申告に期限があるなんて知らなかった…
- 手続きに必要な書類が分からなくて進まない…
- 税務署から「相続税についてのお尋ね」の書類がきて、思い出した…



**相続税申告も  
放置せずすぐに  
相続の専門家へ  
相談を!**

## お話をさせていただく専門家のご紹介

### 林史人司法書士事務所

司法書士 代表 **林 史人**

東京司法書士会第5304号  
臨戦訴訟代理等関係業務認定第701161号

当事務所では、相続の争いの火種を減らすことで、「相続」を「争続」ではなく「爽続」とするために少しでもお役に立ちたいと思い、杉並・荻窪相続遺言相談所を立ち上げました。ぜひお気軽にご相談下さい。



### 税理士法人ブライツ相続

税理士 代表社員税理士 **山田 浩史**

東京税理士会所属

2012年税理士法人レガシィ入社。200件超の相続税申告、相続税還付、税務調査対応、譲渡所得税申告、遺言書作成その他の相続対策コンサルティング業務など、数多くの資産税関連業務に従事。2019年税理士法人ブライツ相続入社。



相談をご希望の方はお電話にて  
事前申し込みをお願い致します。

**03-5303-5356**

【予約受付】9:00~18:00  
土日祝日も相談可(要予約)

杉並を中心に  
相続・遺言の  
ご相談なら

### 林史人司法書士事務所

東京都杉並区桃井1丁目1番8号野崎ビル2-D



杉並・荻窪 相続遺言相談所

荻窪、阿佐ヶ谷、井筒、高井戸、善福寺から  
相続のご相談を承っております。

当事務所の得意な業務

- (1) 相続税申告
- (2) 相続税還付
- (3) 遺言書作成
- (4) 遺言執行
- (5) 相続対策

相続税申告  
お支払額 1,000円以上

荻窪 相続 検索

<http://sodan-sozoku.com/>

